

「学外者の敷地内立ち入り禁止について（2017年10月2日）」について

【ご質問】（投稿日：2017年10月2日）

標記の件について、下記の通り4点質問いたします。

1. 該当者へ通知を行ったか否かお聞かせください。
2. 敷地内への立ち入りを禁止とする理由をお聞かせください。
3. 「本学敷地内への立ち入りを終日禁止することを決定」、審議した会議・委員会名および責任者をお聞かせください。
4. もし該当者が掲示を破り敷地内へ立ち入った際、どのような対応を取られるか理由とともにお聞かせください。

【回答】（回答日：2017年10月12日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

学生意見箱担当の理事・副学長として、以下のように回答いたします。

1. 学内掲示によって通告を行いました。
2. 本学では、告示において「本学構内において、学外者による勧誘行為、ビラ配付、拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の行為を禁止します」としており、対象者はそれらの行為を繰り返し行っており、今後もその恐れがあることから、今回の措置を行うことになりました。
3. 学内におけるしかるべき過程を経て決定されました。
4. 通告に記載のとおりです。